

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律について②

先月に引き続き、昨年の12月13日に空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正された法律について掲載させていただきます。

4 管理不全空家とは

管理不全空家とは、1年以上、誰も住んでいない状態の家で管理が不十分であり、空家の中でも、このまま放置状態が続くと危険だと判断される空家のことを指します。具体的な空家の状態としては、外壁や屋根、窓などが部分的に破損していたり、全体的に雑草が生い茂っていたりなど、安全性が疑われる状態、また、環境や衛生に悪影響を及ぼしている状態などが要因として挙げられます。

つまり、空家から管理不全空家になり、最終的には特定空家に認定されますので、管理不全空家とは特定空家の予備的な状態といえるでしょう。

管理不全空家の所有者となると、状況を改善するように行政から指導されます。植木が伸び切ってしまい隣の敷地に侵入しているケースや、窓ガラスが割れっぱなしで放置されているような状態などに指導が入ることが多いようです。指導されても改善されない場合は勧告を受ける可能性があります。これに従わないと、さらに強いペナルティの対象となってしまうので注意が必要です。

実際に、空家からどのような状態になれば管理不全空家に認定されるのかといった具体的な基準などははっきりと決まっていません。それは法改正されたのがまだ新しく施行されてから日が浅いことが主な理由です。今後の運用によって特定空家と管理不全空家の区別がさらに明確化されるでしょう。所有する空家が管理不全空家に指定されてしまうと、固定資産税の金額が上がってしまう可能性があります。

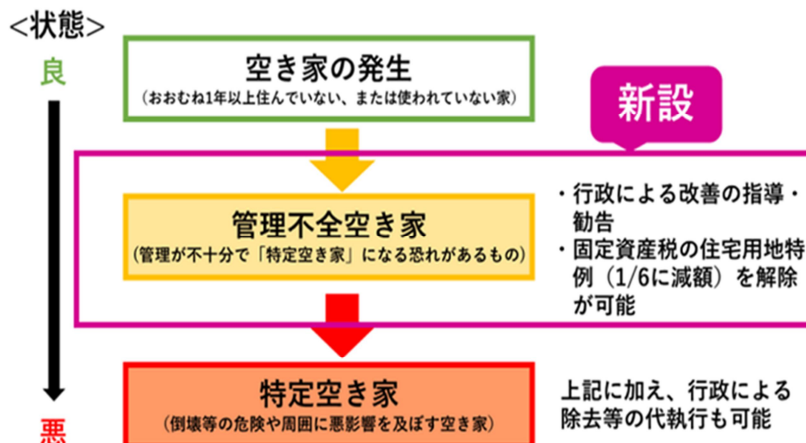
宗教法人の場合、宗教の用に供していると判断されれば非課税になりますが、逆に宗教法人の名義であっても宗教の用に供していなければ固定資産税は課税されますし、空家の調査によって宗教活動を行っていないことが明らかになれば非課税から除外される可能性もあるかもしれません。

5 空家の状態把握と代執行の円滑化

空家の増加が見込まれる中、周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空家」等も増加する可能性があります。改正前では、市区町村長は、特定空家の管理状況等の把握が困難な場合がありましたが、改正後では市区町村長に、

特定空家の所有者に対する報告徴収権を付与し、特定空家への勧告・命令等をより円滑に行うことが可能となりました。

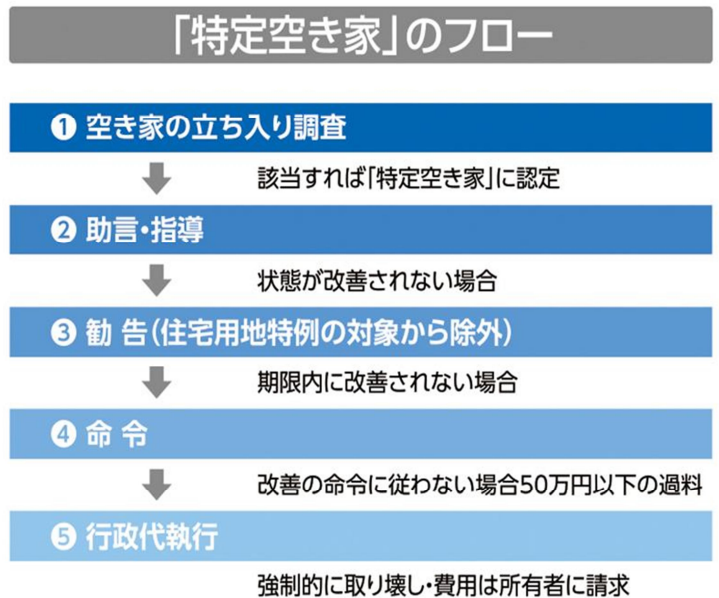
さらに代執行の円滑化として、現行では特定空家の除却等の代執行を行うためには、緊急時でも命令等を経る必要があります。迅速な対応（裏面へ続く）



応が困難でしたが、改正後では、緊急時において除却等が必要な特定空家に対して命令等の手続を経ず代執行を可能とし、迅速な安全の確保が可能となりました。

また、代執行費用の徴収も改正により円滑化され、略式代執行時や緊急代執行時においても、行政代執行法に定める国税滞納処分の例により、強制的な費用徴収を可能にしました。

今回の改正で宗教法人に対してどのような影響があるのか未知数ですが、天理教の場合で例を挙げるなら、統合お預けになった教会や、教会で所有している空家などを放置することは難しくなっていくと予想されます。
(終)



◇財務帳簿頒価改正のお知らせ

昨今の物価高騰により、従来の頒価を維持することが困難となり、当課取り扱い財務帳簿のうち下記帳簿について、令和6年4月1日より頒価を変更させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【財務帳簿名】	【改定前】		【改定後】
・ 証憑書綴	250円	→	350円
・ 支出証明書	50円	→	100円
・ 収支予算管理簿 (中・大規模共通用紙)	10円	→	20円

教務部ホームページのご案内

ホームページでは教務課・宗教法人課の各種書式(願書・届)や宗教法人に関する各種書類のダウンロード、また法人実務ニュースのバックナンバーをご覧いただくことができます。

教務の効率化にぜひご活用ください。

Google など各種検索サイトで「天理教教務部」と検索していただくことでご覧いただけます。

URL <https://kyoumu-tenrikyo.lweb.jp/>

編集後記

だんだんと暖かくなってきて春の訪れを感じる季節になりました。気温的に過ごしやすくなる季節ですが、花粉症の方々は大変な季節ではないでしょうか。天理では桜が見頃になる時期ですので、たくさんの人を連れておちばに帰ってきてほしいと思います。(太)

法律専門相談室のご案内

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 (担当：原田)

FAX 番号 0743-63-3804